

政策立案のための基礎調査業務委託仕様書

1 目的

平成28年3月に策定した「千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」（以下「人口ビジョン」という。）で活用している統計データ等について、平成27年国勢調査の人口・世帯の確報値の公表や、RESAS（地域経済分析システム）データの追加・更新等により、変化している状況にある。

したがって、「人口ビジョン」に最新の各種統計結果等を反映するとともに、政策立案の基礎となる本市を取り巻く人口動態の現状や将来人口推計、各種統計データ等を活用した調査・分析を行う。

2 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下、「発注者」という。）が発注する「政策立案のための基礎調査業務委託」を受託したもの（以下、「受注者」という。）が遵守すべく主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

3 調査概念

本業務を施行するにあたって、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解したうえで経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

4 業務の指示及び監督

- ・受注者は、本業務を施行するにあたり、当該契約に基づき千葉市が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- ・受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、発注者と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

5 委託名 政策立案のための基礎調査業務委託

6 委託期間 契約締結日の翌日から平成30年3月23日まで

7 委託業務の内容

(1) 「人口ビジョン」各種データ更新

「人口ビジョン」で掲載した基礎データ（「人口ビジョン」P9～P47）について、平成27年国勢調査結果等各種統計データを踏まえた最新の結果に更新し、調査・分析する。なお、「人口ビジョン」で掲載しているデータ以外に、本市の現状を補完するデータがあれば提案し、調査・分析を行うこと。

(2) 地域経済分析システム（RESAS）の活用によるデータ分析

(1)に加え、随時更新される地域経済分析システム（RESAS）の活用により、本市人口ビジョンで実施したデータ分析を補完するとともに、自地域に人を呼び込む施策等、まちづくり戦略の立案に活用するため、各種マップの分析による様々な属性ごとの人の移動動向を把握

し検証する。

(3) 本市の将来人口推計調査

平成27年国勢調査の人口等基本集計の結果を基礎とし、コーホート要因法により、平成29年度から77年度までの人口推計（市及び行政区別）を行う。

推計に当たっては、国、国立社会保障・人口問題研究所、千葉県または本市が人口に関して公表している資料を用い、発注者と協議の上、決定する。また、その他、業務の目的達成のために必要な資料があれば提案し、協議すること。

推計内容については、3パターン（高位、中位、低位）とし、各年ごと、各歳ごとの推計値についても算出すること。

また、「人口ビジョン」掲載の合計特殊出生率の設定、社会動態の設定のパターン分けによる推計についても算出すること。

加えて、本推計の成果物について、将来人口推計に影響がある要因（出生率、移動率、大規模開発等）を本市が別途入力し、推計に反映できる手法も合わせて検討すること。

(4) “ちば” 共創都市圏構築のための基礎調査

「人口ビジョン」に示す「“ちば” 共創都市圏」の確立に向け、本市以東以南のエリアを念頭に、広域連携の可能性がある対象分野と連携の組み合わせを明らかにする。

なお、対象分野は2件以上選出するものとし、選出内容については提案事項とする。

(5) 各種分析に基づく考察・提言

(1)～(4)から得られた分析に基づき、本市の今後の施策方向性についての考察・提言を行う。

8 業務を進めるうえでの留意事項

(1) 採択された企画提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。

(2) 受注者は、業務を進めるにあたり、段階的な方向性を決定する際には、それまで実施した調査・分析等について、一定の成果を取りまとめ、中間報告として発注者に提出することとする。なお、提出日の詳細や成果の熟度等については、発注者と協議の上、決定することとする。

9 法令等の順守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

10 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

① 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て発注者に帰属する。

② 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

① 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

②上記にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

11 発注者が提供（貸与）できるデータ等

- ・人口統計データ(本市将来人口推計等)
- ・各種統計データ(地方創生に係る国提供データ等)
- ・その他、本市が保有するデータや書籍等

12 成果物

- (1) 報告書 10部及び電子データ
- (2) 報告書概要版 10部及び電子データ

13 その他

- (1) この調査を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。